

当面の株主総会の運営について

平成 2 3 年 4 月 2 8 日

経済産業省

(目次)

はじめに	1
Ⅰ．招集通知等の早期ウェブ掲載.....	3
Ⅱ．電子化による株主向け印刷物の削減	5
Ⅲ．招集通知発送後の招集事項の変更.....	7
Ⅳ．定時株主総会の運営	10
Ⅴ．定時株主総会の開催時期	12
おわりに	16
別添 当面の株主総会の運営に関するタスクフォースメンバー一覧	

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により引き起こされた東日本大震災は、各地に甚大な被害をもたらしました。この震災により亡くなられた方々のご冥福を謹んでお祈りいたしますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

この震災により、被災地に存在する事業所は甚大な被害を受けています。直接的な被害が少なかった地域においても、不測の大規模停電を回避するために計画停電が実施されるなど、会社の事業活動にも少なからず影響が発生しました。

我が国の多くの会社は 3 月末を事業年度末とし、6 月末までに決算を確定させ、定時株主総会を開催して剰余金の配当の決議を行っています。今般の震災に伴い、決算確定や株主総会の開催時期が問題となりますが、震災により本来の提出時期までに有価証券報告書を提出できない 3 月決算会社などについては、9 月末までに提出すれば良いこととされる見込みです¹。決算発表の適時開示についても、証券取引所において柔軟に取り扱われる旨が公表されています²。会社法上も、定時株主総会は毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならないとされています³が、毎年 6 月までに開催することが義務づけられているわけではありません。

しかし、多くの 3 月決算会社は、基準日公告を省略する⁴ため、定時株主総会における議決権行使に係る基準日を 3 月末日と定款で定めています。さらに、多くの会社で定時株主総会を 6 月末までに開催する旨を定款で定めています。このことから、東日本大震災のあった本年も、定時株主総会を 6 月末までに開催することを検討している会社が多いものと考えられます。

本年 6 月末時点における被災地の復旧・復興状況、余震の発生状況や節電の影響等を完全に見極めることは現時点ではできませんが、6 月末までに予定通り定時株主総会を開催することが困難であったり、たとえ開催した場合においても、株主の出席や事前の議決権行使等が困難になったりするおそれは完全には払拭できません。

このような状況でも、株主が集い、議論し、重要事項を決定する定時株主総会の重要性はいささかも変わらず、本年も株主総会を適切に開催することが重要で

¹ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 4 条第 3 項、金融庁平成 23 年 3 月 31 日発表「有価証券報告書等の提出期限に係る特例措置について」。

² 東京証券取引所ホームページ参照。(http://www.tse.or.jp/news/07/110318_e.html)

³ 会社法第 296 条第 1 項。

⁴ 会社法第 124 条第 3 項。

す。そのために、会社は、今般の震災による影響を踏まえ、平常時に比してより慎重な検討を行う必要があると考えられます。

そこで、当省では、本年4月に、会社法学者、弁護士、株主総会実務担当者及び機関投資家等の関係者による「当面の株主総会の運営に関するタスクフォース」を開催し、3月決算会社が適切に定時株主総会を行うためのガイドラインを取りまとめることとしました。

本ガイドラインは、暫定的なものとして公表された上で、本年5月から6月までに当省に寄せられた意見や、実際の会社の取組状況等を踏まえ、本年7月以降に所要の加筆修正を行う予定です。

ついては、会社におかれましては、株主総会を開催するにあたって、適宜、本ガイドラインを参考にいただき、必要に応じて、当省にご意見等を寄せていただければ幸いです。

なお、本ガイドラインにおいては、ガイドラインに沿った行為を推奨する度合いが強い順から、「べきである」、「望ましい」、「考えられる」として、用語の使い分けをしていますが、本ガイドラインは、関係者に一定の行為を法的に強制するものではなく、また、本ガイドラインに沿った行為が法的に義務付けられているとの趣旨を含むものでもありません。

I. 招集通知等の早期ウェブ掲載

1 現状と問題点

上場会社の株主総会の招集通知等⁵及び議決権行使書面は、株主総会の日⁶の2週間前までに発する必要がある⁷。実務上、多くの会社は、法定期限の数日前に発送している⁷。また、上場会社は、発送日までに、証券取引所によって公衆縦覧に供されることを前提として、証券取引所に招集通知等の電磁的記録を提出している。

しかし、本年に開催される株主総会においては、状況は改善しつつあるものの、東北地方を中心に招集通知等や議決権行使書面の遅配のおそれが依然として否定できない。

また、今般の震災による影響で決算の確定が平時より遅れる上場会社が多いことが見込まれ、各証券取引所では法定期限である2週間前よりも早期に招集通知等を発送することを推奨しており、海外機関投資家からは3～4週間前の発送を求める声がある中で、これらに対応して招集通知等を早期に発送することが困難な会社もあると考えられる。

他方で、多数の銘柄を所有する機関投資家においては、ほぼ同時期に一斉に招集通知等が送付される上、カスタディアン経由で議決権を行使することが大半であるため、実質的に議案を判断する時間が一般の株主より短い。このため、投資先の議案を判断するのに十分な時間が確保できない問題が生じており、議案を判断するための時間を少しでも長く確保したいという要望がある。

2 考え方

株主総会の招集に係る取締役会決議⁸から招集通知等及び議決権行使書面の発送までは、一般的に、印刷・製本に約1週間、封入作業に約1週間の合計2週間程度を要する。このため、招集通知等をその内容が確定してから株主に発送する前に公開することは、技術的に可能であり、法的にも問題はないと解される。

上場会社においては、役員人事については内定した段階において、買収防衛策

⁵ 株主総会招集通知及び参考書類のことを指す。

⁶ 会社法第299条第1項、第301条第1項。

⁷ 当省の調査によると、昨年の実績で、3月期決算の東証上場会社において最も多いのが株主総会15日前発送で783社、次いで18日前発送で492社、16日前発送が339社であった。

⁸ 会社法第298条。

等の議案についても決定段階において、適時開示・プレスリリース等でそれぞれ公表されており、配当についても決算発表で配当予想を記載していることから、株主総会の議案の概要は、多くの場合には招集通知等及び議決権行使書面の発送前に公知になっている。

招集通知等を発送前にウェブサイト上で掲載する場合には、株主間の平等な取扱いに配慮して、証券取引所のウェブサイトを確認する頻度が高い機関投資家だけでなく、一般株主も情報にアクセスしやすくなるように、上場している証券取引所のウェブサイトに加え、自社のウェブサイトにおいても同時に掲載することが考えられる。これにより、機関投資家が議案についてより多くの検討時間を確保することができるとともに、一般株主も、議案等につき容易に知ることができる状態になる。

3 ガイドライン

招集通知等の内容については、招集通知等の発送日前に、上場している証券取引所及び自社のウェブサイト上に掲載することが考えられる⁹。

また、招集通知等を発送日前に掲載することが困難であっても、発送日当日までに上場している証券取引所に提出したうえで、自社のウェブサイトにもその内容を掲載することが望ましい¹⁰¹¹。

⁹ 従来から3～4週間前に招集通知を発送していた会社においては、引き続き早期発送に努めることが望ましい。この場合、招集通知等の発送後、速やかにウェブ掲載をすることが考えられる。

¹⁰ 日本IR協議会による2011年度「IR活動の実態調査」（平成23年4月19日公表）によると、株主総会前のIR活動を調査したところ、アンケート回答会社（3,644社中1,032社回答）の61.2%が自社IRサイトに招集通知等の内容を掲載しているとのこと。

¹¹ 平成23年4月21日付東京証券取引所公表資料によれば、復興支援目的で、議決権電子行使プラットフォームの一部を利用し、海外機関投資家宛に総会招集通知及び総会議案情報を無償で電磁的に配信するサービスがある。

Ⅱ．電子化による株主向け印刷物の削減

1 現状と問題点

会社は、定款に定めることにより、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部又は全部の事項について、書面で提供する代わりに、ウェブサイト上で開示することができる¹²。そして、多くの上場会社が、定款にウェブ開示に関する定めを設けている¹³。

しかし、実際にウェブ開示をしている会社の数は少なく¹⁴、多くの会社では、ウェブ開示をすることが可能であるにもかかわらず、全ての株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類を印刷した冊子を全株主に郵送することで、一定のコストが生じている。また、これらの書類を名義上の株主のみならず、名義株主の背後に存在する国内外の機関投資家など実質株主の分まで、印刷・発送する実務慣行も存在している。

もともと、本年は、東日本大震災の影響が製紙工場にも及んでおり、用紙の供給不足も懸念される中で、株主総会招集通知等をはじめとする株主向け印刷物として使用する用紙についても、できるだけ使用量を抑制する社会的ニーズが存在する¹⁵。

加えて、平時においても、名義株主及び実質株主向けに印刷・発送する費用及び実務上の負担は、会社、信託銀行、名義上の株主や常任代理人にとって決して軽いものでないことから、可能な限り合理化したいニーズも存在する。

¹² 会社法施行規則第94条第1項及び第133条第3項、会社計算規則第133条第4項及び第134条第4項。

¹³ 6月定時株主総会会社1,917社中、9割以上の会社において定款で当該事項の定めがあると推察される。「ウェブ開示による株主総会提供書類のみなし提供を実施した事例」（資料版商事法務2010年8月号）より。

¹⁴ 平成22年6月定時株主総会開催の会社1,917社中でウェブ開示を実施した会社は44社であった。「ウェブ開示による株主総会提供書類のみなし提供を実施した事例」（資料版商事法務2010年8月号）より。

¹⁵ 日本製紙連合会の「東日本大震災への会長コメント（約1カ月を経過して）」（平成23年4月20日付）によると、「今後の見通しに関しましては、引き続き被災した工場の日も早い復旧と製品の供給に最大限の努力をしておりますこととしておりますが、物流面では落ち着きを取り戻しつつあるものの、関連施設の被災により製造工程で使用する薬品はじめ各種資材の不足や節電対策あるいは余震による紙製品の生産活動への影響が懸念されます。特に夏場の電力需要抑制につきましては、会員各社において全面的に協力すべく自主行動計画の策定等努力することとしております。需要家の皆様には引き続きご迷惑をおかけする可能性もありますが、このような状況を是非ご賢察いただき、ご理解賜りたくお願い申し上げます。」としている。

2 考え方

現行法を前提としても、定款にウェブ開示の定めがある会社においては、ウェブ開示ができる事項についてはウェブサイト上での提供を行い、また、その他の会社においても必要以上の冊子を印刷しないことなどにより、印刷物の量を減らすことが可能と考えられる¹⁶。

3 ガイドライン

ウェブ開示について定款に定めのある会社は、株主の理解と協力を求めつつ、株主向け印刷物を削減することを検討することが考えられる¹⁷。

¹⁶ 実際にウェブ開示を実施した会社の担当者によれば、ウェブ開示により一定量の印刷物を削減でき、印刷代の約3分の1を節約することができたとのこと。座談会「改正開示府令に対応した株主総会の運営と今後の課題〔下〕」（旬刊商事法務No.1912、30～31頁）

¹⁷ ただし、証券取引所に対しては書面で送付した資料とウェブ開示の対象とした資料の双方を提出し、両者を併せて証券取引所のウェブサイトに掲載されることが必要となる（東証有価証券上場規程施行規則第420条）。

Ⅲ. 招集通知発送後の招集事項の変更

1 現状と問題点

招集通知を発送した後に、例えば、停電が決定されるなどにより、招集通知に記載された開催場所や日時を変更しなければならない事態が発生することが想定される。

会社法においては、株主総会参考書類に記載すべき事項並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容とすべき事項について、株主総会の招集通知等を発送した日から株主総会の前日までの間に修正をすべき事項が生じた場合、あらかじめ招集通知にウェブサイト上で変更することがあり得る旨を記載することにより、ウェブサイト上で修正内容を周知することが認められている¹⁸。

その実務での対応としては、ウェブサイト上での修正に加えて、当該内容を書面にて全株主へ郵送したり、株主総会の会場で当該内容について記載した書面を配布したりすることなどが行われている¹⁹。

しかし、招集通知に記載している株主総会の招集に関する決定事項（以下「招集事項」という。）に変更が生じた場合については、会社法上の規定がないため、変更に係る対応が明確でない。このため、どのような変更が許容されるか、変更を行った事項を株主へどのような手法で周知するかが問題となる。

2 考え方

招集事項の変更については、会社法上の規定がないが、変更がやむを得ない場合であり（必要性）、かつ、株主の権利行使を可能にする十分な配慮がなされている場合（相当性）は、招集事項の変更も許容される余地があると解される²⁰。

招集事項の変更をする場合、早急にこれを株主へ周知する必要がある。その周知方法としては、変更内容を書面にして株主へ郵送により通知することが、原則として適切な方法であると解される。

¹⁸ 会社法施行規則第 65 条第 3 項及び第 133 条第 6 項、会社計算規則第 133 条第 7 項及び第 134 条第 7 項。

¹⁹ 株主総会白書 2010 年版（旬刊商事法務№1916）によると、招集通知等にミス等が発見された場合の対処方法として最も多い回答は「会社のHPに修正事項を掲載」の 57.1%である。次いで多かったのが「総会当日に訂正文を配布」の 35.4%、3 番目に多かったのが「作成し直して送付」の 24.4%であった。

²⁰ 大隅健一郎編『株主総会』（商事法務、1969 年）75 頁。

もつとも、書面で通知する時間的余裕がない場合においては、株主総会参考書類等と同様に、ウェブサイト上で招集事項の変更を周知することにも意義が認められる。

3 ガイドライン

招集通知発出後、招集事項を変更する場合は、原則として、書面で株主へ通知すべきである。

しかしながら、書面で通知する時間的余裕がない場合においては、以下の措置をとることが考えられる。

(1) **場所の変更**をする場合は、ウェブサイト上にすみやかに掲載した上で、総会当日、株主が新たな会場へ到達し、議決権を行使することが可能になる措置を講じることが考えられる。

(2) **時間の変更**（開催日における開催時間の後ろ倒し）をする場合は、ウェブサイト上にすみやかに掲載した上で、当初の時間に会場に来た株主に対し、新たな開催時間を通知することが考えられる。

(3) **日付の変更**をする場合は、原則として、株主に対してあらかじめ書面にて通知すべきである。その際は、基準日と効力発生日との関係から、別途基準日を定めた上で公告しなければならない場合もある。

他方、やむを得ない事情が生じた場合においては、株主総会開会宣言後に、総会の延期²¹又は続行²²の手続きをとることが考えられる。

いずれの手續も株主総会決議を要するが、継続会（延期又は続行の決議に基づき後日開かれた総会をいう。）²³は、最初で開催された株主総会と合わせて1つの株主総会を構成するものと解されることから²⁴、その開催日が基

²¹ 会社法第317条。「延期」とは、株主総会の開会后、議事に入らず別の日に変更することを行う。

²² 会社法第317条。「続行」とは、議事に入った後、審議を一時中断して別途の日時に継続することをいう。

²³ 上柳克郎ほか編代『新版注釈会社法（5）』（有斐閣、1986年）246頁、247頁〔菅原菊志〕。

²⁴ 継続会が最初で開催された株主総会と同一性を維持しているというためには、継続会が相当の期間内に開かれていることを要し、ここにいう「相当の期間」とは、継続会の性質と再招集手續省略の趣旨から考えて、最初の開催日から2週間以内であると解されている（上柳・前掲（注23）248頁）。

準日から3か月以内でなくとも差し支えないと解される²⁵²⁶。ただし、継続会において決議できる事項は、最初の招集通知に記載されていた事項に限られ、継続会に出席して議決権を行使することのできる株主は、当初の総会に出席することのできる株主に限定されると解される。このとき、前述したように継続会は当初の株主総会と合わせて1つの株主総会を構成すると解されるため、あらためて継続会の開催日時・場所を株主へ招集通知の形で通知することは必ずしも必要でないが、自社ウェブサイト上で当該情報を掲載することなどにより周知を図ることが望ましい。

このとき、7月以降に定時株主総会を開催する場合であって、剰余金の配当を行うときは、新たに定めた基準日の株主に配当することになり、3月末日の株主に配当することはできないと解される。

²⁵ 上柳・前掲（注23）251、252頁。

²⁶ 剰余金配当決議を株主総会で予定している会社では、配当金領収証を用いて支払う方法以外は、株主総会当日では、既に手続を止めることはできないため株主総会の決議がなされたか否かに拘わらず支払われてしまう。このため、剰余金配当決議を株主総会で予定している会社では、可能な限り決議を成立させたいというニーズが存在する。

IV. 定時株主総会の運営

1 現状と問題点

東日本大震災の影響は、一部の地域においては、事業所だけでなく、株主総会の会場となっていたホテル等の建物や交通網にも及んでおり、状況は改善しつつあるものの、郵送物の遅配等の可能性も依然として存在する。

このため、株主総会の開催が困難であったり、たとえ開催した場合においても、株主の出席や事前の議決権行使が困難になったりすることから、場合によっては定足数に満たず株主総会が成立するか危ぶまれる会社も中には存在すると思われる。

また、地震による様々な影響が想定される状況下で株主総会を開催する場合は、来場した株主の安全の確保に十分な配慮をしつつ、株主総会の決議に瑕疵が生じないように議事運営・事務手続きのあり方を検討する必要がある。

さらに、議決権行使率を向上させたいと考える会社がどの程度まで株主へアプローチすることが許されるかは明確ではない。

2 考え方

震災の影響等が残る中で、適切に株主総会を開催するためには、不測の事態を想定した総会運営の準備、事前の書面又は電磁的な議決権行使の促進、電磁的な議決権行使の採用など、従来以上に株主総会の議事運営・事務手続に配慮が必要となる。

3 ガイドライン

(1) 不測の事態を想定した運営に係る事前・当日の準備

本年に開催する株主総会においては、株主総会当日の交通機関の障害、議事進行中の地震発生、停電等の不測の事態が発生した場合を想定し、その対応について事前に役員を含めて十分な準備をし、必要以上に株主の不安をあおらないような株主総会会場の運営を行うことが望ましい。

例えば、議場内において指示・誘導する者がおらず、来場株主が個々に判断して行動した場合において混乱が生じることがあり得る。このため、従来より議場内においては非常時には議長の指示に従うよう促しているが、従来以上に不測の

事態発生時における株主の安全確保の観点から、議長の指示に従うようアナウンスすることが考えられる。

このような不測の事態が発生した場合においては、停電が発生していることも想定されるため、電気を用いずとも議長の指示を議場に伝えるための工夫をすることが考えられる。

特に、会場が複数に分かれるような場合や議長の指示が伝わりにくい大規模な会場の場合は、議長の指示を議場に伝えるために、会場スタッフとの意思疎通が可能な状態にした上で不測の事態へ適切に対処すること等も考えられる。

さらに、こうした不測の事態が発生した場合、来場した株主、社員含む会場スタッフ、役員への安全を配慮した上で、会議体として議事を中断することなく進行させることが可能な場合には、事前の書面又は電磁的方法による議決権行使結果を踏まえ、議事を進行し、株主総会を執り行うことも考えられる²⁷。

（２）書面又は電磁的方法による事前の議決権行使

招集通知等を株主宛に発送する際に、書面又は電磁的方法²⁸による事前の議決権行使について紹介する内容を記載した手紙を同封することが考えられる。この手紙については、招集通知等の他の書面と異なる色にすること等、株主の注意を引くような工夫をすることも考えられる。

（３）郵便事情への対応

今回の震災により、株主総会の招集通知等をはじめ株主向け郵便物の配達が遅延する可能性や、何らかの事情で株主へ到達しなかった郵便物が当該会社へ返送される件数は、従来に比して多い可能性がある。

この状況に鑑みると、自社ウェブサイトで、株主宛てに、利用している証券会社へ住所変更の手続をすることや郵便物の転送届を郵便事業会社へ提出することを紹介することが考えられる。

²⁷ 議事を進行するニーズについては、前掲（注 26）参照。

²⁸ 電磁的方法による議決権行使の方法としては、電磁的方法による議決権行使に関する信託銀行等のサービスや機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム等が手法として存在する。

V. 定時株主総会の開催時期

1 現状と問題点

我が国の3月決算会社の大部分は、定時株主総会の議決権及び期末の剰余金の配当に係る基準日を3月末日とする旨を定款に定めている。このことにより、毎年定時株主総会の議決権及び期末の剰余金の配当に係る基準日を定め、公告することを省略できる²⁹。そして、定時株主総会の開催時期については、定款の別の条項で、毎事業年度終了後3か月以内又は毎年6月に開催する旨を規定することが通常である。

ところが、今般の震災の影響により、株主総会の招集通知等を発送する時期までに決算を確定することが困難な会社も出てくることが考えられる。

会社法上、定時株主総会は「一定の時期」に開催することで足り、6月末までに開催しなければならない義務はないが³⁰、定時株主総会を7月以降に開催する場合には、6月末までを定時株主総会の開催時期としている定款の文言に反するのではないかと疑念も生じ得る。また、基準日株主が行使することができる権利は基準日から3か月以内に行使するものに限られることから³¹、定時株主総会を7月以降に開催する場合には、3月末日の株主は定時株主総会で議決権を行使することができず、改めて基準日を定めて公告する必要がある。このことから、予定どおり6月に定時株主総会を開催する会社が多いものと思われる。

一方、震災の影響により決算確定等に時間を要し、定時株主総会を7月以降にやむを得ず延期する会社も一定数あるものと見られる。

そこで、定時株主総会の開催を延期することとなった場合に、いつまでに開催すべきか、及び定款において定めた基準日又は定時株主総会の開催時期との関係が問題となる。

²⁹ 会社法第124条第3項。

³⁰ 会社法第296条第1項。

³¹ 会社法第124条第2項。

2 考え方

本年の定時株主総会の開催日程については、取締役会に剰余金の配当を授権しているか否か³²によって分けることが考えられる。その上で、6月末までに決算を確定させることができるか、6月末までに間に合うよう定時株主総会の準備ができるかにより対処方針を分けることが考えられる。

3 ガイドライン

(1) 期末剰余金の配当の決議機関を取締役にしている会社

取締役会に剰余金配当の決定を授権している会社（上場会社、非上場会社問わない。）は、6月末までに決算を確定させることができるのであれば、本年3月末の決算に基づいて、6月末までに、3月末日の株主に対し期末の剰余金を配当することができる。

この場合において、招集通知等の印刷・発送その他の定時株主総会の準備が間に合うのであれば、6月末までに定時株主総会を開催することが可能である。

ただし、本年においても、一般株主がより多くの会社の株主総会に参加できるように配慮して、会社は株主総会の早期開催などに引き続き取り組み、6月末の特定日（いわゆる集中日³³）を回避するよう努めることが望ましい。

一方、取締役会に剰余金配当の決議を授権している会社が、6月末までに決算を確定させることができない場合には、改めて基準日を定めて剰余金の配当を受けることができる株主を確定することになる。また、取締役会に剰余金の配当の決議を授権している会社であっても、6月末までに定時株主総会の準備が間に合わないのであれば、同様に新たに定時株主総会における議決権行使の基準日を定めて、7月以降に定時株主総会を開催することになる。

開催期限については、決算の確定時期や電力需給などを勘案して定めることが望ましいが、例えば、有価証券報告書提出会社においては、震災等の影響が認め

³² 中間配当（会社法第454条第5項）に限らず、剰余金の配当の権限を一般的に取締役会に付与するためには、①会計監査人設置会社であること、②取締役の任期が1年を超えないこと、③監査役会設置会社又は委員会設置会社であることの要件を満たした上で、剰余金の配当に関する事項を取締役会が決定できる旨を定款で定める必要があり（会社法第459条第1項）、かかる定款の定めは、最終事業年度に係る計算書類が法令及び定款に従い株主会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして会社計算規則第155条に定める要件に該当する場合に限り、その効力を有する（会社法第459条第2項）。

³³ 6月総会集中度は2006年においては55.5%、2007年においては52.9%、2008年においては48.1%、2009年においては49.3%、2010年においては42.6%（東京証券取引所）と減少傾向にある。

られる場合において、その提出期限が9月末まで延期される見込みである³⁴ことに鑑み、定時株主総会も9月末までに開催することが考えられる。

7月以降に定時株主総会を開催する場合、定時株主総会の開催時期を6月とする定款の定めとの関係が問題にはなるが、かかる定款の定めは、平時において定時株主総会の開催時期を明確化することが主たる趣旨であると解され、天災等のような極めて特殊な事情によりその時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合にまで、定款所定の時期以外に定時株主総会を開催することを禁止する趣旨ではないと解される。

（２） 期末剰余金の配当の決議機関を株主総会にしている会社

取締役会に剰余金の配当の決議を授權していない会社（上場会社、非上場会社問わず。）は、6月末までに決算を確定させることができ、かつ、招集通知等の印刷・発送その他の定時株主総会の準備が間に合うのであれば、定款の定めのとおり6月末までに定時株主総会を開催し、議案が可決された場合は剰余金を配当することができる。

ただし、（１）の場合と同様に、会社は株主総会の早期開催などに引き続き取り組み、集中日を回避するよう努めることが望ましい。

一方、取締役会に剰余金の配当の決議を授權していない会社が、6月末までに決算を確定させることができず、又は定時株主総会の準備が間に合わないのであれば、新たに基準日を定めて、7月以降に定時株主総会を開催することになる。

開催期限については、決算の確定時期や電力需給などを勘案して定めることが望ましいが、例えば、有価証券報告書提出会社においては、震災により本来の提出時期までに有価証券報告書を提出できない3月決算会社などについては有価証券報告書の提出期限が9月末まで延期される見込みであることに鑑み、定時株主総会も9月末までに開催することが考えられる。また、会計監査人設置会社以外の会社は、定時株主総会の承認を受けなければ計算書類が確定しないため、法人税の確定申告の提出期限までに定時株主総会を開催する必要がある³⁵。

（１）の場合と同様に、7月以降に定時株主総会を開催する場合、定時株主総会の開催時期を6月とする定款の定めとの関係が問題にはなるが、かかる定款の

³⁴ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第4条第3項、金融庁平成23年3月31日発表「有価証券報告書等の提出期限に係る特例措置について」。

³⁵ 国税庁は、国税通則法第11条及び国税通則法施行令第3条第1項に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域の納税者に対して、国税に関する申告、納付等の期限を延長している（平成23年国税庁告示第8号）。また、これら以外の地域の法人であっても、当該法人が申請することにより、災害などを理由として個別指定を受けること（国税通則法第11条及び国税通則法施行令第3条第2項）等により、申告、納付の期限の延長措置を受けることができる。

定めは、平時において定時株主総会の開催時期を明確化することが主たる趣旨であると解され、天災等のような極めて特殊な事情によりその時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合にまで、定款所定の時期以外に定時株主総会を開催することを禁止する趣旨ではないと解される。

7月以降に定時株主総会を開催する場合であつて、剰余金の配当を行うときは、新たに定めた基準日の株主に配当することになり、3月末日の株主に配当することはできないと解される。

おわりに

東日本大震災の発生を受けて、4月中に3回にわたって開催された「当面の株主総会の運営に関するタスクフォース」では、震災後における株主総会の運営方法の在り方と平常時における株主総会において今後検討すべき株主総会の運営方法の在り方の両方について、それぞれ議論を行いました。本ガイドラインでは、本年3月決算の会社を主として念頭において、前者の震災後の有事における株主総会の運営方法のあり方に論点を絞って、その考え方や既に4月末までの間に株主総会を開催している会社の実務的な取組み等を整理したものです。

多くの会社が、震災後において株主総会を開催するにあたり、招集通知等の書面作成やウェブ掲載、又は当日のシナリオ作成の際に本ガイドラインを参考にし、円滑に株主総会が開催されることを期待します。

株主を始めとする内外の投資家は、今般の震災による事業への影響に懸念を抱いており、今後の経営に関する数値目標や事業計画、配当等についての情報を得たいと考えています。このため、株主総会においても、事業所・工場又は取引先の被災状況や、配当に関する質疑が多くなされる可能性があります。

このような状況においては、会社は、例年以上に、IRの一環として、株主を始めとする内外の投資家に対して、可能な範囲で自社の状況を開示し、又は説明することが必要と考えられます。

他方、株主を始めとする内外の投資家においても、今般の震災により会社が置かれている状況を踏まえて、一定の理解及び努力が求められます。その際には、会社の将来的な成長余力等を冷静に、かつ客観的に分析・評価して頂くことが肝要であることを最後に付言させていただきます。

別添

当面の株主総会の運営に関するタスクフォース メンバー一覧

(敬称略)

いしだ たけゆき 石田 猛行	インスティテューショナルシェアホルダーサービシーズ株式会社 ヴァイスプレジデント
おおすぎ けんいち 大杉 謙一	中央大学法科大学院 教授
おぐち としあき 小口 俊朗	ガバナンス・フォー・オーナーズ・ジャパン株式会社 代表取締役
おざわ だいじ 小澤 大二	インベスコ投信投資顧問株式会社 株式運用第一部長
おのだ たかし 小野田 貴	株式会社東芝 法務部法務第一担当 参事
かんだ ひでき 神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
こさか さとし 小坂 聡	MU投資顧問株式会社 株式運用部長
さとう よしこ 佐藤 淑子	一般社団法人日本IR協議会 事務局長・首席研究員
しみず ひろゆき 清水 博之	みずほ信託銀行株式会社 株式戦略室 参事役
たけい かずひろ 武井 一浩	西村あさひ法律事務所 弁護士
たけい ひでゆき 武井 秀之	アサヒビール株式会社 総務法務部担当副部長
てらした しろう 寺下 史郎	株式会社アイ・アール ジャパン 代表取締役社長・CEO
ながい すずむ 長井 進	カゴメ株式会社 コーポレート・コミュニケーション本部 IR部長 執行役員
ふくおか ゆうじ 福岡 雄二	中央三井アセット信託銀行株式会社 株式運用部 部長
まつい ひでゆき 松井 秀征	立教大学法学部 教授
みいでら なおき 三井寺 直樹	ライオン株式会社 総務部 副主席部員
もぎ みき 茂木 美樹	住友信託銀行株式会社証券代行部法務グループ株式法務コンサルタント

【オブザーバ】

法務省

金融庁

東京証券取引所